
HO 4. 輸出通関取扱件数データ (月報)

1. 業務概要

航空データのうち、前月中に行われた以下の手続きに係る取扱件数等データを、航空貨物代理店、航空貨物代理店営業所別に提供する。

(1) 以下の手続き（以下、輸出申告等という。）に係る取扱件数及び申告価格

- ①輸出申告（特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を含む。）
- ②積戻し申告
- ③特定輸出申告
- ④展示等積戻し申告
- ⑤輸出マニフェスト通関申告
- ⑥別送品輸出申告の許可実績

(2) 輸出許可内容変更申請の承認件数

(3) 搬入確認に係るAWB（HAWB）件数、個数、重量

(4) 以下の手続き（以下、貨物取扱等という。）に係る取扱件数

- ①内容点検・その他
- ②仕分け
- ③仕合せ

(5) 輸出取止め再輸入申告の許可件数

(6) 特例輸出貨物の輸出許可取消の実績件数

2. 提供概要

- (1) 周期 : 月次（毎月1日）
- (2) 出力先 : 通関業
- (3) 出力単位 : 利用者単位
- (4) 出力形態 : 配信

3. 作成処理

(1) 収集処理

輸出申告DB、別送品輸出申告DB、輸出マニフェスト通関申告DBまたは輸出貨物情報DBより以下に合致するデータを収集する。

なお、航空データのみを収集する。

(A) 輸出申告等許可データ

輸出申告等許可年月日が運用日前月のもの。なお、輸出取止め再輸入許可または特例輸出貨物の輸出許可取消されたとしても輸出申告等許可の実績として収集される。

(B) 輸出申告等許可内容変更承認データ

輸出申告等訂正承認年月日が運用日前月のもの。なお、輸出取止め再輸入許可または特例輸出貨物の輸出許可取消されたとしても輸出申告等許可内容変更承認の実績として収集される。

(C) 搬入確認データ

搬入済み貨物に対する輸出申告等許可時年月日が運用日前月のもの。^{*1}

ただし輸出取止め再輸入許可、積戻し取止もしくは特定輸出許可取消が行われたものは除く。

（*1）輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中のデータ及び輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中のデータを含む。

(D) 貨物取扱等データ

貨物取扱登録が運用日前月に行われたもの。

(E) 輸出取止め再輸入申告許可データ

輸出取止め再輸入許可年月日が前月のもの。

(F) 特例輸出貨物の輸出許可取消データ

特例輸出貨物の輸出許可取消年月日が前月のもの。

(2) 計上処理

(A) 輸出申告等許可

輸出申告等許可データについて、以下の通り計上する。

- ①大額・少額別に一般通関、緊急通関、その他通関、積戻し通関の件数及びつづき枚数を計上する。
- ②輸出マニフェスト通関申告の件数を計上する。
- ③別送品輸出申告の件数、及びそのうち一般通関、緊急通関、その他通関を行った件数を計上する。
- ④検査扱いとなったもののうち、現時点の検査区分が現場検査、検査場検査、見本検査の件数を計上する。
- ⑤大額・少額別、輸出マニフェスト通関申告の申告価格を計上する。
- ⑥大額・少額及び別送品輸出申告、輸出マニフェスト通関申告別に、搬入前申告^{*2}を行った件数を計上する。

(* 2) ①貨物が搬入前に行われた輸出申告

②貨物が搬入前に行われた積戻し申告

③貨物が搬入前に行われた輸出マニフェスト通関申告

④貨物が搬入前に行われた別送品輸出申告

(B) 輸出申告等許可内容変更承認

輸出申告等許可内容変更承認データについて、大額・少額及び別送品輸出申告、輸出マニフェスト通関申告別に、許可後変更承認された件数を計上する。

(C) 搬入確認

搬入確認データについて、以下の通り計上する。

- ①AWBの件数を計上する。
- ②HAWBの件数を計上する。
- ③AWB、HAWBの搬入確認個数を計上する。
- ④AWB、HAWBの搬入確認重量を計上する。

(D) 貨物取扱

貨物取扱等データについて、取扱件数を計上する。

(E) 輸出取止め再輸入申告許可

輸出取止め再輸入申告許可データについて、大額・少額、輸出マニフェスト通関申告別に、再輸入申告許可された件数を計上する。

(F) 特例輸出貨物の輸出許可取消

特例輸出貨物の輸出許可取消データについて、大額・少額別に、輸出許可取消された件数を計上する。

(3) 編集処理

(A) システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。

(B) ソート条件は以下の順とする。

①代理店

②営業所

(C) データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。

(D) 管理資料情報出カイメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。

(E) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。

(F) 輸出申告等許可内容変更承認データ、貨物取扱データ、輸出取止め再輸入申告許可データ及び特例輸出貨物の輸出許可取消データについては合計行のみ出力する。

4. 特記事項

(1) 「つづき枚数」については、以下の通り算出して出力する。

①輸出申告、積戻し申告及び特定輸出申告については、申告欄数により、以下の通り算出する。

申告欄数	つづき枚数
1 欄～3 欄	0
4 欄～8 欄	1
9 欄～1 3 欄	2
1 4 欄～1 8 欄	3
1 9 欄～2 3 欄	4
2 4 欄～2 8 欄	5
2 9 欄～3 3 欄	6
3 4 欄～3 8 欄	7
3 9 欄～4 3 欄	8
4 4 欄～4 8 欄	9
4 9 欄～5 3 欄	1 0
5 4 欄～5 8 欄	1 1
5 9 欄～6 3 欄	1 2
6 4 欄～6 8 欄	1 3
6 9 欄～7 3 欄	1 4
7 4 欄～7 8 欄	1 5
7 9 欄～8 3 欄	1 6
8 4 欄～8 8 欄	1 7
8 9 欄～9 3 欄	1 8
9 4 欄～9 8 欄	1 9
9 9 欄	2 0

②展示等積戻し申告、別送品輸出申告及び輸出マニフェスト通関申告については、算出しない。